

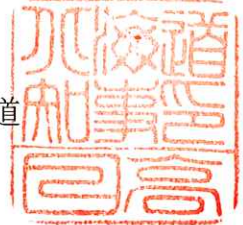
産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道幌泉郡えりも町字本町310番地

氏名 坂田組土建株式会社
代表取締役 坂田 成哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和4年(2022年)12月22日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)12月18日

1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。)の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着又は混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、再生骨材等の製造(破砕(がれき類))。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 幌泉郡えりも町字本町622番地3
設置年月日 平成9年(1997年)6月10日
処理能力 1,500.00m³、2,639.25m³

施設の種類 保管場所1
設置場所 幌泉郡えりも町字本町622番地3
面積 300.00m²
種類

- ・がれき類。
保管上限 450.00 m³
高さ 2.00 m

施設の種類 がれき類の破砕施設
設置場所 幌泉郡えりも町字本町622番地3
設置年月日 平成13年(2001年)9月18日
処理能力 904.00t/日(8時間)
113.00t/時間

施設の種類 保管場所2
設置場所 幌泉郡えりも町字本町622番地3
面積 375.00m²
種類

- ・がれき類。
保管上限 562.50 m³
高さ 3.75 m

許可年月日 平成13年(2001年)8月28日
許可番号 日環生第930-1号

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年(2000年)8月2日変更許可(破砕(がれき類、木くず)の変更及び保管場所(がれき類、木くず)の追加。)
平成13年(2001年)9月21日変更許可(破砕(がれき類、木くず)の変更。)
平成14年(2002年)12月19日許可の更新
平成19年(2007年)12月19日許可の更新
平成25年(2013年)1月24日許可の更新
平成29年(2017年)12月19日許可の更新
令和2年(2020年)9月9日事業の一部廃止届出(破砕(木くず)及び保管場所2、4の削除。)
令和4年(2022年)12月22日許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**